

請求方法について

- ・介護給付費の請求は、事業所所在地の国保連合会に対して、事業所番号ごとに請求を行います。また、厚生省令第20号の規定により「**電子請求(伝送または電子媒体)**」により行います。
- ・電子請求を行うためには、対応するソフトウェア(※)とコンピュータをご準備いただく必要があります。(※)介護給付費の請求に関するソフトウェアは多数あり、電子請求に対応しているソフトであればどちらのソフトウェアについてもご利用いただけます。
- ・介護請求のデータ形式は「CSV」です。作成した CSV ファイルを伝送、もしくは電子媒体に格納しご提出ください。

請求媒体	内容
◆伝送 (インターネット)	<ul style="list-style-type: none">・事業所等がインターネットを利用して請求データを送信する方法。・受付期間中(毎月1日～10日)であれば、休日や夜間の送信も可能。また、受付期間中であれば伝送用 PC 上でファイルの取消、再送付が可能です。・伝送請求事業所へは利用者別の請求が確認できる「審査状況一覧表」の送付を毎月請求翌月に行っております。この表と支払決定関係および返戻関係の通知を併用することで本会の詳細な審査状況を把握できます。
◆電子媒体 (CD-R のみ)	<ul style="list-style-type: none">・CD-R に請求データ(CSV)を格納し、請求データを提出する方法。 (USB は対応不可)・同じ事業所番号であれば、1枚の電子媒体(CD-R)の中に、当月分と月遅れ等複数付きの請求明細書ファイルや給付管理票ファイルを登録できます。 ※電子媒体へデータを格納する際はフォルダを作らず直接書込みしてください フォルダを作成すると本会システムにて電子媒体の読取りができず受付できませんのでご注意ください。・受付締切日必着で請求データの提出をお願いします。 ※受付締切日を過ぎて本会に到着した場合は受付できません。翌月再度受付期日までにご提出ください。・提出された電子媒体については返却を行っておりません。事業所にて請求(控え)を保管してください。 ※本会では事業所の過去分の請求有無についてはお答えいたしかねますので事業所にて必ず請求時点の控えを保管してください。